明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十一条第一号の規定に基づき認定適合性評価機関の登録が行われた旨を公示する件（総務二九一）　一

○日本国に帰化を許可する件
（法務四〇六）　二

○返納を命じた旅券を無効とする件
（外務三七一）　二

○日本国と欧州共同体又は欧州共同体委員会との間で締結され、効力を有していた国際約束の日本国と欧州連合との間における適用関係を確認する日本国政府と欧州連合との間の口上書の交換に関する件（同三七二）　四

○気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とマラウイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三七三）　四

○種苗法第十三条第一項の規定に基づく品種登録出願を公表する件
（農林水産一二八六）　六

○出願公表後に名称変更がなされた件
（同一二八七）　六

○動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件（同一二八八）　六

○動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件の一部を改正する件（同一二八九）　六

○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件
（国土交通八八七～八九五）　七

○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（同八九六～九〇一）　七

○小型特殊自動車の製作者等の氏名又は名称及び住所を変更する旨届出があった件（同九〇二、九〇三）　八

○国際観光ホテル整備法に基づく登録実施事務の廃止の件（観光庁八）　九

○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件
（北海道開発局一〇九、一一〇）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

内閣　内閣府　法務省　文部科学省
文化庁　福島県　栃木県　神奈川県
新潟県　長野県　山口県　香川県　愛媛県　堺市　九

〔官庁報告〕

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について
（厚生労働省）　二

〔資料〕

閣議決定等事項　二

〔公告〕

諸事項

官庁
財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分関係　二

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

地方公共団体
公示送達関係　三〇

会社その他

告示

○総務省告示第二百九十一号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第十一条第一号の規定に基づき、適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第6条1(d)の規定による認定適合性評価機関の登録が行われた旨を、次のとおり告示する。

平成二十二年八月十二日

総務大臣　原口　一博

一　登録年月日　平成二十二年六月二十四日
二　名称　株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ
三　住所　三重県伊勢市朝熊町四千三百八十三番三百二十六
四　国外適合性評価事業の区分　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）第二条第八号に係る国外適合性評価事業
五　対象とする特定輸出機器の種類その他業務の範囲
イ　対象とする特定輸出機器の種類
(1)　連邦通信委員会がした公示（千九百九十九年八月十七日ＤＡ九九―一六四〇）付属資料のⅢのＡの1に規定する一ＧＨｚ以下の周波数で運用する小電力送信機（スペクトル拡散装置を除く。）及び緊急警報システム
(2)　同資料のⅢのＡの4に規定する全米情報基盤に係る免許不要装置及びスペクトル拡散技術を使用する小電力送信機
ロ　業務の範囲
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三年総務省・経済産業省令第三号）第三条第二号チただし書に規定する第六十八部等以外の業務

○法務省告示第四百六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年八月十二日

法務大臣　千葉　景子

住所　東京都足立区東綾瀬１丁目21番16号
朱晶子　昭和59年１月９日生
住所　東京都荒川区南千住６丁目37番３―701号
玄ユリ　平成元年11月26日生